

1 議事日程(第4号)

(令和4年第5回久山町議会9月定例会)

令和4年9月16日

午前9時30分開議

於 議 場

- 日程第1 久山町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
- 日程第2 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて (4久山町専決第3号)
- 日程第3 議案第33号 久山町表彰条例に基づく功労者の表彰について
- 日程第4 議案第34号 久山町表彰条例に基づく功労者の表彰について
- 日程第5 議案第35号 久山町まちづくり条例の一部を改正する条例について
(4久山町条例第13号)
- 日程第6 議案第36号 久山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
(4久山町条例第14号)
- 日程第7 議案第37号 久山町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
(4久山町条例第15号)
- 日程第8 議案第38号 令和3年度久山町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 議案第39号 令和3年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第40号 令和3年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第41号 令和3年度久山町草場地区再開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第42号 令和3年度久山町水道事業会計決算認定について
- 日程第13 議案第43号 令和3年度久山町公共下水道事業会計決算認定について
- 日程第14 議案第44号 令和4年度久山町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第45号 令和4年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第46号 令和4年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議員派遣の件
- 日程第18 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

2 出席議員は次のとおりである(10名)

- | | | | |
|----|------|-----|------|
| 1番 | 阿部文俊 | 2番 | 久芳正司 |
| 3番 | 阿部哲 | 4番 | 本田光 |
| 5番 | 末松裕 | 6番 | 阿部恒久 |
| 7番 | 山野久生 | 8番 | 荒巻時雄 |
| 9番 | 佐伯勝宣 | 10番 | 只松秀喜 |

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 会議録署名議員

8番 荒 卷 時 雄

9番 佐 伯 勝 宣

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（14名）

町 長 西 村 勝

副 町 長 佐 伯 久 雄

教 育 長 安 部 正 俊

経営デザイン課長 中 原 三 千 代

会 計 管 理 者 佐々木 信 一

上下水道課長 久 芳 義 則

福 祉 課 長 稲 永 み き

都市整備課長 大 嶋 昌 広

税 務 課 長 川 上 克 彦

総 務 課 長 久 芳 浩 二

町民生活課長 井 上 英 貴

産業振興課長 横 山 正 利

教 育 課 長 江 上 智 恵

健 康 課 長 亀 井 玲 子

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 小 森 政 彦

議会事務局書記 城 戸 貞 人

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（只松秀喜君） おはようございます。

ただ今から本日の会議を開きます。

本日、全員出席であります。よって議会は成立いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 久山町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

○議長（只松秀喜君） 日程第1、久山町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

この選挙について事務局に説明させます。

事務局。

○議会事務局長（小森政彦君） ご説明いたします。

選挙管理委員会委員及び同補充員の任期が令和4年10月11日をもって満了となるため、地方自治法第182条の規定に基づき議会において選挙を行うものです。

定数は、委員・補充員ともに4人で、任期は令和4年10月12日から4年となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（只松秀喜君） お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いをします。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。従って、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いをします。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。従って、議長が指名することに決定しました。

久山町選挙管理委員会委員には、前田直氏、綿加竹光氏、後藤隆氏、久保田辰弘氏を指名いたします。

お諮りします。

ただ今議長が指名しました方を久山町選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。従って、ただ今指名しました前田直氏、綿加竹光氏、後藤隆氏、久保田辰弘氏、以上の方が久山町選挙管理委員会委員に当選されました。久山町選挙管理委員会補充員には、森山猛雄氏、本村敏氏、河邊秀敏氏、今任健氏を指名します。

お諮りします。

ただ今議長が指名しました方を久山町選挙管理委員会補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。従って、ただ今指名しました森山猛雄氏、本村敏氏、河邊秀敏氏、今任健氏、以上の方が久山町選挙管理委員会補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。

補充の順序は、ただ今議長が指名しました順序にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。従って、補充の順序は、ただ今議長が指名しました順序に決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（只松秀喜君） 日程第2、議案第32号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第32号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第33号 久山町表彰条例に基づく功労者の表彰について

○議長（只松秀喜君） 日程第3、議案第33号久山町表彰条例に基づく功労者の表彰についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） これより討論を行います。

討論はありませんか。

すいません戻ります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第33号久山町表彰条例に基づく功労者の表彰についてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第34号 久山町表彰条例に基づく功労者の表彰について

○議長（只松秀喜君） 日程第4、議案第34号久山町表彰条例に基づく功労者の表彰についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第34号久山町表彰条例に基づく功労者の表彰についてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第35号 久山町まちづくり条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 申し訳ありません、マスクを外させていただきます。

日程第5、議案第35号久山町まちづくり条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第35号久山町まちづくり条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第36号 久山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第6、議案第36号久山町職員の育児休業等に関する条例の一部を

改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第36号久山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第37号 久山町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第7、議案第37号久山町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第37号久山町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第38号 令和3年度久山町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（只松秀喜君） 日程第8、議案第38号令和3年度久山町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

佐伯勝宣議員。

○9番（佐伯勝宣君） では、マスクを外させていただきます。

私は3点あります。総務課のページ4ページの一般管理費の1億9,529万8,037円。2点目が教育課のページ7ページ学校給食教育振興費。3点目がですね、これ議会事務局なんですけど。これちょっと、ちょっと答えられんやったら答えなくてもいい。あまり変な質問じゃないんですが、議会事務局の1ページの議会議員経費の方ですね、5,752万5,019円、今回答えなくてもこれは、やぶさかではございません。

では順番に行きます。決算に関する資料の方で言ったページなんですけど今のは。はい。こちらを見てください。まず総務課のこの中で町の顧問弁護士の随意契約、委託料等に関するものをここで計上されているということですが、これ見る限りこれ計上されていないんですよ。これは、計上しなきゃいけないんじゃないかということですが、前置きますけど、担当課に聞きましたら、私これ、非常勤の職員かなと思ったんですよ。というのは、2年前に令和2年9月24日にこれ議会で、ちょっとある事案の件、議論したときに、これ議会事務局が作った資料では、久山町非常勤職員という言い方で今後弁護士費用を表示されておりますので、これは、どうなのかというのは計上しなければいけないというじゃないかということがまず1点、これに関して。で、その金額っていうのは、50万円を超えるか超えないかということ。それをちょっと、あともう1点、それに関して、もしこれ計上しなければいけないのだったら、裁判とか、そういった関係、お願いしてる部分もあると思うんですがそれは、どこでこれ通常見たらいいのかと。要は、ただでやるわけやないから、これ、具体的にこれに、決算書に、あるいは決算に関する資料に書かなきゃいけないんじゃないかと思うんですが、その点はどうなんでしょうか。これが1点とごめんなさい、続けてですね。続けて言わなきゃいけないですね、ごめんなさい。2点目の教育課ですけどページ7ページ、これ中学校ランチサービスのこれ3,880万円ですね、そのうちこれは、業者のはたなかへの委託の236万8,050円の方ですけども、まず一つが、これ複数ありまして、一つは喫食率ですが、これ一般質問で、教育長の答弁で、これ、私喫食率を尋ねたんですが、これ131名、9月というふうにおっしゃいました。しかし、喫食率って

のはすでにこれ食べた、過去の数字を言うべきであって、これ現在進行形ですよ、しかも9月はまだ終わってない、9月13日にこれ答えられてるんですから、これは、直近の数字を言わなきゃいけないかなということ。それともう一つが、これ資料にも書いてますが現在平均83食ということですので、平均しましたら24%程度じゃないかなと、これを一般質問のときに答えなきゃいけないんじゃないかなと。しかも、9月ということで、教育長がおっしゃった数字というのは、これは、今回、町が学校給食の費用に関して助成を行っている特殊な状況である。だから、これはすごい42%も上がったと思ったけど、まだ9月の途中じゃないかと。ということで、ちょっとこれは、訂正じゃないですけど補足で教育長説明された方がいいんじゃないかと、これ音声聞きましたら言い回しが、誤解される言い方じゃないかなと思いましたのでその点ですね。それと最後に、教育長は前回の一般質問から、ランチサービスの充実を図っていくと言いました。今回もおっしゃいました。じゃあ具体的にどうこれを充実させていくのか、それをお伺いできたらと思います。

以上です。長いですから。

最後3点目。えーと。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員、1点ずつ質問をお願いいたします。

（9番佐伯勝宣君「分かりました。はい。じゃあその2点」と呼ぶ）

まず、①に関して。顧問弁護士の件ですね。

（9番佐伯勝宣君「はい」と呼ぶ）

西村町長。

○町長（西村 勝君） 事務上の数字等の問題もありますので、総務課長の方からお答えをさせていただきます。

○議長（只松秀喜君） 久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） お答えします。

まず、顧問弁護士の弁護士委託料の関係ですけれども、こちらは一般管理費の委託料の中に計上されております。ただし、この決算書の中の詳細な内訳のところに出てきてないだけで、委託料の中の一部には組み込まれております。なおかつ、委託料松坂弁護士法律事務所の方をお願いしておるんですけれども、議員おっしゃっております非常勤臨時職員の分ですけれども、こちらは会計年度任用職員ということで、月2回、法律相談の方にこられてある先生のことだと思いますので、そちらの方は、こちら会計年度任用職員の方で計上しております。

(9番佐伯勝宣君「分かりました」と呼ぶ)

○総務課長(久芳浩二君) それから、裁判に関する費用の関係ですけれども、令和3年度におきましては、着手金として手数料、こちらを議会事務局の経費の方で組んでおります。最終的な費用に関しましては令和4年度に事件が解決したということで、今年度の予算に計上されておるということでございます。

以上です。

○議長(只松秀喜君) 佐伯議員。

いや、手をあげたから指しているんですよ。

○9番(佐伯勝宣君) 私の勘違いもあったようです。要は、非常勤でっていうのはちょっと違う方だったようです。今説明された方っていうのは、事案ってのは分かりましたからそっちの方はいいです。いろいろコメントも頂けないみたいですから。ただ、顧問弁護士なんですかね、他にも裁判があるじゃないんですか。要は、今やってる・・・、言っているのかな、ちょっと事案名忘れちゃったからもう言いますけど、・・・の方のあれも裁判だと思いますし、何かもう一つ事案があったんじゃないかなと。要は具体的に何の裁判やってくるかと言わなくていいですから、例えば2件裁判があった、その件数とかそれにかかった要したお金という書かなきゃいけないし、元に戻って顧問弁護士の幾らというのはこれやっぱ分かるように表示しなきゃいけないんじゃないんですかね、要はそういう、決算上会計上のことを私聞いているんですけども、どうでしょうか。しかもその金額は、ああそれはいい、分かりました。はい。

○議長(只松秀喜君) 西村町長。

○町長(西村 勝君) まず、今佐伯議員の方から言われた具体的な会社の名前のそういう事例というのはありませんので、議事録から削除の方を議長お願いしたいと思います。

○9番(佐伯勝宣君) いや、あるかないだけでいいです。

以上です。

○議長(只松秀喜君) 佐伯議員、ただ今の発言を削除してよろしいですか。

(9番佐伯議員君「いいですよ」と呼ぶ)

佐伯議員。

○9番(佐伯勝宣君) 0件ということでもいいですね。違うんですか。要は、発生してるのであれば、その数字をかかった数字、あるいは金額を書かなければいけないんですかという趣旨でございます。だから、0件だったら0件で納得します。だから私が言った件数、件名が違ったらそれはそれで、削除はオーケーなんですけど、いいんですが、もし裁判が別にあってそれが2件とかだったら、その件数と金額はこれ表示しなければいけないんじゃないです

かね。どうでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 個別の案件に関しましては、ここでは控えさせていただきますけれども、予算計上につきましては総務課の方で取りまとめております。2件ほど、継続案件が1件、それから完結案件が1件ということですね。1件は議会の方でも報告しておりますけれども抵当権の抹消関係、こちらは裁判行いまして、昨年度完了しております。この分は当初予算で、その費用を計上させていただいております、その分を支出しているような状況でございます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 3回終わりましたから。

○9番（佐伯勝宣君） わかりました。じゃもう僕はいいですね、ランチサービスは、要望は伝えましたので、ただ、1件ずつおっしゃいました。

○議長（只松秀喜君） 1点ずつ、これ同じ。三つも答えられないでしょう。

○9番（佐伯勝宣君） じゃあ、一応要件は言いましたんで違ってるんじゃないかということで、一応次にはつながったと思いますんで、それはそれでいいですね、教育長よろしく願います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） 今回の決算は、町長が予算を作られて、ご自身では、自分で作られて決算をするということは初めてではなかろうかと思います。その決算内容ですけども、決算内容については、ちょっと資料を見損ないましたが、歳入歳出の差し引き額、これは5億4,652万3,000円の黒字と。それから実質収支、それから実質単年度収支も大幅にプラスということで、非常にいい結果をされてるんじゃないかなと思います。

ただ一方で、決算審査意見書によって、今年指摘されてるところが、例えば町有財産の管理とか適切な処分とか。それから防災への取り組み、オリーブ園の事業について、それから町税の収入未済額についての取り組みとか、そういったことが指摘されてるわけなんですけども、町長自身として、今回の決算についてどのように評価されてるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） マスクを外させていただきます。

まず数字的なものとしては、私にとっても必要な事業等をやりながら、国の交付金等の事業と合致した政策を行うことによって、スピーディーに住民の皆さんを満たしたことは

いろいろな面であったかなと思います。

また、新しいソフト的な事業等も積極的に行いましたので、政策上はよかった、今回はそういう財源的にもよかったなと思ってます。そして何より、ふるさと応援寄附金の増額、そして交付税が今年度は大きかったということもあります。

問題は、その中で今まで予算的にやらなかった学校関係の改修も積極的にやっていくっていうことをやってきましたので、その面も含めた上では、財源が確保できたというのは、町の将来にとってもいいことだなと思ってます。今後、その予算というのを今度はこういう状況が来年度も続くとは思っておりませんので、いかにその予算を使いながら、次の先を見通した町の富につなげていくかというのをしっかりやっていきたいと思います。

やはり継続事業の中で議員がご指摘いただいたようなことは、やはり監査委員と同様私も問題だと思ってます。その件につきまして、しっかり今後取り組んでいこうと思ってます。決して何もやってないっていうわけじゃないんですが、なかなか活動したものが今年には目に見えないっていう状況でしたので、来年度はいろんな活動が、コロナの状況も踏まえた上で、特に防災等は動きが出せるんじゃないかなと思っています。幸いこういう財源的なものも生まれましたので、しっかりと必要なものについては、蓄えをしていくということは今後考えております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） ありがとうございます。点数で言うならば総じて何点ぐらいの評価をされますでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） そうですね。今年度につきまして職員もこういうコロナの対応をしながらも新しい事業に取り組んでいただいたという面もあります。それで議会の皆さまとも、いろんなこういう事案等についても協議をしながら、何とか久山町自体が、住民の皆さまには、前を向いて今年度を迎えるような状況ができた。そして来年度にもつながるということを考えると、私は75点ぐらいはとれてるんじゃないかなと思ってます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

では、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

本田議員。

- 4番（本田 光君） 議案第38号令和3年度久山町一般会計歳入歳出決算認定について反対討論を行います。

令和3年度久山町一般会計当初予算について反対討論でも指摘しました。国の地方財政の特徴と課題をみると、新型コロナウイルスによるパンデミックの下で策定された財政計画、国税と地方税の減収を前提としておりました。当時の菅首相、そして自公政権の政府予算は、2020年度と2021年度当初予算とあわせて、15カ月予算として編成。国が責任を負うべき感染症対策や暮らしの予算は出し渋る一方、G o T o 事業に固執し、コロナ危機に生じたデジタル社会化を推し進めた形になっております。高齢者医療、コロナ自己の責任を押しつけたというふうに感じております。全世代型社会保障改革が目指す自助・共助・公助その本音は、全世代負担増だと考えます。今は、安倍・菅政治を継承する岸田自公政権では、改憲・国防と称して、軍事費の増、国葬、統一協会との癒着問題等々、この国の悪政から真の地方自治を取り戻し、地方公共団体は、コロナ感染症対策を抜本的に強化し、物価高から、住民の暮らし・福祉・教育・農林業の再生施策の充実が強く求められています。

久山町の令和3年度一般会計における地方債の残高、つまり借金。町民1人が50万2,000円。1市7町では、最高額となっております。今までも指摘しましたように、不要不急な事業を見直して、町が優先して行わなければならない公共事業は山積しております。今、山田小学校の大規模改修工事は着手しておりますけども、これからの課題がたくさんあります。また、山田小学校のプールの改修事業、また久山町指定可燃ごみ袋代1枚105円の値下げ、これは再三議会でも指摘しております。久山中学校の完全給食の実現、中学校卒業までの子どもの医療費の完全無料化、一部自己負担がありますから、これを完全無料化する等々があり、令和3年度久山町一般会計歳入歳出決算書の款項目を見て、総務費の一般管理費平和事業補助金、また、民生費の子ども医療費支給事業、福祉課の予算、あるいはまた健康課の管理費、そして一方じゃ、農業振興費、また土木費の道路維持費、教育費等々が賛成できる款項目があります。

しかし、総合的に見て賛成できないことを申し上げて、反対討論といたします。

- 議長（只松秀喜君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（只松秀喜君） 原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） これで討論を終わります。

議案第38号令和3年度久山町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って、本案は認定することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第39号 令和3年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（只松秀喜君） 日程第9、議案第39号令和3年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第39号令和3年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って、本案は認定することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第40号 令和3年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（只松秀喜君） 日程第10、議案第40号令和3年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第40号令和3年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って、本案は認定することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第41号 令和3年度久山町草場地区再開発事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（只松秀喜君） 日程第11、議案第41号令和3年度久山町草場地区再開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第41号令和3年度久山町草場地区再開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は認定することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第42号 令和3年度久山町水道事業会計決算認定について

○議長（只松秀喜君） 日程第12、議案第42号令和3年度久山町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第42号令和3年度久山町水道事業会計決算認定についてを採決します。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は認定することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第43号 令和3年度久山町公共下水道事業会計決算認定について

○議長（只松秀喜君） 日程第13、議案第43号令和3年度久山町公共下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第43号令和3年度久山町公共下水道事業会計決算認定についてを採決します。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は認定することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第44号 令和4年度久山町一般会計補正予算（第3号）

○議長（只松秀喜君） 日程第14、議案第44号令和4年度久山町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第44号令和4年度久山町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第45号 令和4年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（只松秀喜君） 日程第15、議案第45号令和4年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第45号令和4年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第46号 令和4年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（只松秀喜君） 日程第16、議案第46号令和4年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第46号令和4年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議員派遣の件

○議長（只松秀喜君） 日程第17、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配布しましたとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。

従って、議員派遣の件は、お手元に配布しましたとおり派遣することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（只松秀喜君） 日程第18、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

各常任委員長から所管事務のうち、久山町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（只松秀喜君） 日程第19、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から久山町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました本会議の会議日程等議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第5回久山町議会9月定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前10時9分